

司法書士の報酬について

1 はじめに

司法書士は、不動産登記、商業法人登記及び供託に関する手続について代理するほか、訴状や準備書面など裁判所に提出する書類を作成したり、簡易裁判所における訴訟手続を代理することを業務としています。また、紛争の目的の価額が140万円を超えないものについて相談に応じたり、裁判外の和解について代理することも司法書士の業務です。

このような業務を行う際に司法書士が依頼者から受領する報酬については、法令により、業務を受任しようとする場合には、司法書士は、依頼者に対し、その報酬及び費用の金額又は算定方法を明示し、かつ、十分に説明しなければならないとされています。

しかし、司法書士の報酬の具体的な額については、最終的には司法書士と依頼者との契約によることになっており、基準というものがありません。そこで、日本司法書士会連合会では、司法書士に業務を依頼する方々の参考に資するため、全国の司法書士に対して行ったアンケートの結果を公表しています。

2 アンケートの概要

今回のアンケートの実施方法は、次のとおりです。

対象・・・・・・・・・・全国の会員から抽出した4,484名の司法書士

回収方法・・・・・・・・・・無記名による郵送回答

実施時期・・・・・・・・・・平成30年1月

回収したアンケート数・・・・1,193通

アンケートの設問は、司法書士が受任する頻度の高い業務を抽出して作成しています。司法書士が受任した場合を想定して作成してありますので、依頼したい業務であるかどうかは、かならず解説でご確認ください。

アンケートの結果は、全国を8ブロックに区分し、設問ごとの回答のうち最低額から低位10パーセントの平均額、最高額から高位10パーセントの平均額、全回答者の平均額をそれぞれ記載しています。参考にしたい業務種別から、依頼される司法書士の事務所所在地のブロック欄を参照してください。

3 むすび

アンケートにおける設問の報酬は、あくまでも参考例です。実際の業務においては、たとえば、売買を原因とする所有権移転登記の前提として、売主側に住所や氏名の変更登記や抵当権等の担保権の抹消登記等が必要となることがあります。また、買主側で金融機関から融資を受けるときに抵当権設定登記を併せて申請する場合があります。これらの登記の場合には、それぞれの基本的な報酬を合算することになるほか、取引立会いの報酬、日当、交通費等が発生することもあります。まずは、依頼される司法書士にご相談ください。

このアンケートを公表することが、利用者の皆様が安心して司法書士に業務を依頼できる一助となるならば幸甚です。